

庁舎等維持管理業務委託における最低制限価格の改正内容

【改正前】

(1)制限割合の算定

●制限割合の算定式

(3)業務管理費×48%の額

(4)一般管理費×48%の額

(5)前各号に定める経費以外の経費×74%の額

●制限割合の適用範囲 $6/10 \leq \text{制限割合} \leq 8.2/10$

(注1) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値(6/10)を下回る場合は6/10とし、上限値(8.2/10)を上回る場合は8.2/10とする。

【改正後】

(1)制限割合の算定

●制限割合の算定式

(3)業務管理費×30%の額

(4)一般管理費×30%の額

(5)前各号に定める経費以外の経費×84%の額

●制限割合の適用範囲 設定なし